

東大阪市結核対策費補助金交付要綱

（目的）

第1条 東大阪市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき定期の健康診断を実施する学校及び施設（国、都道府県及び市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者に対し、東大阪市結核対策費補助金を交付するものとする。

交付については、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助事業及び補助対象経費）

第2条 補助金の交付対象となる事業は、法第53条の2第1項の規定により学校及び施設の長が行う結核に係る定期の健康診断事業とする。

2 補助対象経費は、補助事業に必要な報酬、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の補助事業について次に掲げる額を比較して、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

- （1）毎年度市長が定める補助金交付基準により算定した額
- （2）補助対象経費の実支出額

（補助金交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、東大阪市結核対策費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、当該年度10月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）補助金以外の経費負担の概要（様式第2号）
- （2）結核対策費経費所要額調（様式第3号）
- （3）健康診断事業計画書（様式第4号）
- （4）結核対策費支出計画書（様式第5号）
- （5）歳入歳出予算書抄本（様式第6号）
- （6）役員等名簿（様式第7号）
- （7）その他、市長が特に必要と認めるもの

（補助金交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査をするとともに、必要に応じて現地調査等を行い、申請者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）である場合を除き、補助金を交付することが適当であると認めるときは、

東大阪市結核対策費補助金交付決定通知書（様式第17号）により、また、補助金を交付することを適当でないと認めたときは、東大阪市結核対策費補助金不交付決定通知書（様式第18号）により、申請者に通知するものとする。

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- （2） 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、交付決定の通知を受け取った日から起算して10日以内に取り下げることができる。

（補助金交付決定の取消し）

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- （2） 補助金を交付目的以外の用途に使用した場合
- （3） 補助金の交付の決定に付された条件に違反した場合
- （4） 暴力団等であることが判明した場合
- （5） その他規則又はこの要綱の規定に違反した場合

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ東大阪市結核対策費補助金変更承認申請書（様式第8号）を、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、東大阪市結核対策費補助金中止・廃止承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第9条による市長の認める軽易な変更の範囲は、補助対象経費総額の20%以内の減額とする。

（補助金の変更交付決定）

第9条 市長は、第8条の規定による変更交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当であると認めるときは、変更交付決定を行い、東大阪市結核対策費補助金変更交付決定通知書（様式第19号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 第5条第2項の規定は、前項の変更交付決定について準用する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、東大阪市結核対策費補助金事業実績報告書（様式第10号）に関係書類を添えて、事業の完了した日から30日を経過した日、又は、市長が定める日のいずれか早い日ま

でに市長に提出しなければならない。ただし、補助金交付の決定前に補助事業が完了しているときは、交付決定の通知を受けた後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 結核対策費補助金実績額明細書（様式第11号）
- (2) 健康診断事業実施報告書（様式第12号）
- (3) 健康診断費実施内訳（様式第13号）
- (4) 歳入歳出決算書抄本（様式第14号）
- (5) 補助金以外の経費負担の概要（様式第15号）
- (6) 領収書等支出証拠書類又はその写し
- (7) その他、市長が特に必要と認めるもの

（交付の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る書類等を審査し、適当であると認めるときは、交付確定を行い、東大阪市結核対策費補助金交付確定通知書（様式第20号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による交付確定後、補助金の交付決定に係る会計年度末までに東大阪市結核対策費補助金請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する適正な交付の請求があった場合は、補助金を補助事業者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより交付するものとする。

（証拠書類等の保管）

第13条 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

（警察署長からの意見聴取）

第14条 市長は、補助金の交付を決定しようとする場合は、申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成24年9月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

6 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。